

様式第 1 号（第 3 条関係）

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議名	第 59 回松江市都市計画審議会
2 設置根拠 及び設置年月日	設置根拠 松江市都市計画審議会条例 設置 平成 17 年 7 月 12 日
3 所掌事項	(1)都市計画法第 19 条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に 関すること。 (2)市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。 (3)都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。 (4)前 3 号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。
4 開催日時	令和 7 年 2 月 12 日（水）9 時 00 分～12 時 00 分（予定）
5 開催場所	松江市役所本庁舎 西棟 5 階 防災センター
6 議題及び 公開・非公開の別	議題 ①松江圏都市計画 区域区分の変更（島根県決定） ②松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画） 用途地域の変更（松江市決定） ③松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画） 地区計画の決定（松江市決定） 法吉二反田地区計画 ④松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画） 地区計画の決定（松江市決定） 大庭向山地区計画 ⑤松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画） 地区計画の決定（松江市決定） 東津田工業団地地区計画 ⑥松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画） 公園の変更（松江市決定） 3・4・1 号松江湖畔公園（千鳥南公園・末次公園） ⑦松江市景観計画の変更（松江城からの眺望基準の見直し） ⑧新たな土地利用制度の検討について 【全て公開】
7 非公開の理由	
8 傍聴手続きの方法	傍聴希望者は、会議の開催 15 分前から開催予定時刻までに、当該会議の会場にお いて受付のうえ、係員の指示に従って入場することができます。 なお、傍聴の申込手続きは先着順で行い、定員になり次第終了いたします。
9 傍聴定員	10 人

10 問い合わせ先	まちづくり部 都市政策課 計画係 電話 (0852) 55－5373
11 その他	